

浜松市スマートハウス・EV補助金



I 創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金

個人向け

対象システム	補助金額
家庭用蓄電池 ●蓄電した電力を分電盤を通じて家庭の電力として使用できること ●環境省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の補助対象となるもの	10万円
ヴィーカル・トゥ・ホーム（V2H）対応型充電設備 ●電気自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えた充電設備であること	10万円
家庭用燃料電池コーデネレーションシステム（エネファーム） ●（一社）燃料電池普及促進協会の指定する機器であること	6万円
太陽熱利用システム ●太陽熱を集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽で構成され給湯若しくは冷暖房に利用するソーラーシステムであること（空気集熱型も含む） ●（一財）ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）の認定を受けているもの	2万円
太陽光発電システム ※単独申請不可 ●家庭用蓄電池又はヴィーカル・トゥ・ホーム（V2H）と一緒に設置し、同時に補助申請を行う場合のみ対象 ●モジュールの公称最大出力の合計が3kW以上であること（再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく全量売電を除く）	2万円

II ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）導入支援事業補助金

個人向け

対象住宅	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> 下記①②のいずれかに加え③に該当する新築戸建住宅（新築建売住宅の購入を含む） ①国のZEH補助金によりZEHであることが示されているもの ②BELSにより、ZEHであることが示されているもの ③市内に主たる事務所を有する事業者が建築したもの 	30万円

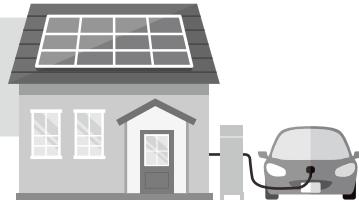
III 電気自動車導入支援事業補助金

個人向け

対象自動車	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件すべてに該当する電気自動車 <ul style="list-style-type: none"> 新車として新たに購入したもの ※リースは対象外 自動車検査証の使用的本拠の位置が市内の住所であること 自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されていること 国が交付するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金における補助対象車両であること 給電機能を有していること 急速充電器に対応していること 	蓄電池容量 1kWhあたり 1千円 (上限6万円)

詳しくは裏面を

自然エネルギーを賢く利用した次世代型住宅や創・省・蓄エネルギーシステム、電気自動車（EV）を導入する市民の皆さんに予算の範囲内で補助金を交付します。



補助交付の対象者について

I 創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金	II ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援事業補助金	III 電気自動車導入支援事業補助金
<ul style="list-style-type: none">● 自らが居住している市内の戸建住宅に新たに対象システムを設置した人（新築時及び建売住宅購入時を含む）● 賃貸住宅でないこと● 補助金にかかる工事完了日（保証開始日）または工事代金の支払完了日のいずれか遅い日が、令和5年4月1日から令和6年3月31日であること● 補助対象システムに対してこれまでに市から同種の補助金の交付を受けていないこと（同一世帯の者を含む）● 市税を完納していること● 暴力団と関係を有していないこと	<ul style="list-style-type: none">● 浜松市の住民基本台帳に記載されている人● 補助対象住宅を市内に新築し（新築建売住宅の購入も可）居住していること● 補助対象住宅の工事完了日または工事費・購入代金の支払い手続き完了日のいずれか遅い日が令和5年4月1日から令和6年3月31日であること● 補助対象住宅に対してこれまでに市から同種の補助金の交付を受けていないこと（同一世帯の者を含む）● 市税を完納していること● 暴力団と関係を有していないこと	<ul style="list-style-type: none">● 浜松市の住民基本台帳に記載されている人● 補助対象自動車を新車として購入し、自動車検査証上の所有者であり、かつ使用者であること（所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売会社、ローン会社等である場合を含む）● 補助対象自動車の新規登録日または購入代金の支払い手続き完了日のいずれか遅い日が令和5年4月1日から令和6年3月31日であること● 補助対象車両に対してこれまでに市から同種の補助金の交付を受けていないこと● 市税を完納していること● 暴力団と関係を有していないこと

受付期間 受付時間

受付は先着順です

- 受付合計額が予算の上限に達した日または令和6年4月1日（月）のいずれか早い日で終了します。
- 平日の午前8時30分から午後5時（年末年始及び祝日を除く）
(受付には時間がかかります。余裕をもってお越しください。)

申請書類 申請方法

浜松市ホームページをご覧ください

浜松市公式Webサイト▶手続き・くらし▶環境▶新エネルギー▶浜松市スマートハウス・EV補助金

※今年度の様式をご使用ください。

受付場所 問合わせ先

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館6階

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部

[TEL]053-457-2502 [FAX]050-3730-8104 [Email]ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市では、浜松市域“RE100”を目指します！

※RE(アールイー)100=市内の総消費電力に相当する電気を、市内の再生可能エネルギー(太陽光発電等)で生み出すことができる状態

この用紙は「雑がみ」として
リサイクルしよう！



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。